

第 66 号議案

豊後大野市総合計画策定審議会条例及び豊後大野市自治推進委員会条例の一部改正について

豊後大野市総合計画策定審議会条例及び豊後大野市自治推進委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

行政組織の改編による事務分掌の変更に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市総合計画策定審議会条例及び豊後大野市自治推進委員会条例の一部を改正する条例

(豊後大野市総合計画策定審議会条例の一部改正)

第1条 豊後大野市総合計画策定審議会条例(平成17年豊後大野市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第8条中「まちづくり推進課」を「地域創生課」に改める。

(豊後大野市自治推進委員会条例の一部改正)

第2条 豊後大野市自治推進委員会条例(平成24年豊後大野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「まちづくり推進課」を「地域創生課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。